

# 長野県希少野生動植物保護基本方針

平成15年9月

長 野 県

この基本方針は、長野県希少野生動植物保護条例(平成 15 年長野県条例第 32 号。以下「条例」という。)第 7 条第 1 項の規定により、希少野生動植物の保護を図るための基本的な事項を定めるものです。

## 目 次

### 第 1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

### 第 2 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

### 第 3 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

### 第 4 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

### 第 5 保護回復事業に関する基本的な事項

### 第 6 その他希少野生動植物の保護に関する重要事項

## 第1 希少野生動植物の保護に関する基本構想

### 1 基本認識

長野県の豊かな自然。

それは、様々な生き物たちが、長い年月をかけて積み上げてきた貴重な限りある財産です。

人は、その偉大な存在に畏れや感謝、敬愛の心をいだきつつ、その一部を巧みに利用しながら守り、そして生かされてきました。

しかし、今、人間の生活の変化や過剰な利用、開発行為により、貴重な自然が失われつつあります。

そのあらわれとして、長野県の大切な自然の一部であり私達と共に生きている野生動植物たちが、絶滅の危機に瀕しているのです。

野生動植物の絶滅は、生物多様性—様々な生き物たちのつながり—の喪失をもたらし、ひいては人類の生存基盤でもある生態系の崩壊を招く恐れがあります。

今こそ、希少野生動植物の保護対策を講じなければなりません。

私達は、改めて希少野生動植物を含む自然の偉大さに畏敬の念を持つとともに、県民共有の財産であるという認識を持ちながら、この豊かな自然を守り、未来へと継承していかなければなりません。

それが、今に生きる私達県民ひとり一人に課せられた使命です。

### 2 現状及び課題

地球上に生物が登場してからおよそ40億年。

その間に、野生動植物は様々な環境の変化に適応しながら、多様な生物相を形成してきました。

私達人類も、その一員としてこの地球上に暮らし、日常のあらゆるところで生物資源という恵みを享受しながら、様々な文明や文化を育み、今日に至っています。

しかし、近年、野生動植物を取り巻く環境は悪化する一方であり、昭和41年(1966年)に国際自然保護連合(IUCN)が刊行した、いわゆるレッドデータブックでは、絶滅のおそれのある野生動植物の現状が明らかにされ、国際的に生物多様性の確保を必要とする声が高まりました。

平成4年(1992年)には国連環境開発会議(地球サミット)において、157カ国の署名により「生物多様性条約」が締結されました。

この条約では、野生動植物の減少等の主要因として、人間活動ないし開発が直接的にもたらすものや生活・生産様式の変化によるものなど、人為的な影響が甚大であることが指摘されています。

我が国においては、こうした国際情勢を受け、翌平成5年(1993年)に条約締結国となり、同年、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下「種の保存法」という。)が制定され、次いで、平成7年(1995年)には「生物多様性国家戦略」が策定されました。

一方、長野県の自然環境の状況をみると、東西120キロメートル、南北210キロメートルにわたる広大な県土を有し、「日本の屋根」と称される標高3,000メートルにも及ぶ山岳地帯からなる複雑な地形により、変化に富んだ気候・風土が形成され、また美しく豊富な水資源の恵沢を受けて、極めて多様な自然環境が造り出されています。

このうち、山岳地域を中心に県土の約21パーセントが自然公園等に指定されており、また古くから観光資源としても利用され、長野県を訪れる年間9千万人を超える観光客のうち、自然公園等への入り込み者が約4割を占めています。

また、全国的にも有数の野生動植物の宝庫として変化に富んだ生態系が形成され、こ

れらの中には県内で独自の進化を遂げ固有種となっているものもあり、長野県の地名を冠した植物などもみられます。

しかし、その一方で、過度の捕獲や採取、悪質な販売流通、生息地等の踏み荒らし、開発行為などの影響により、希少となってしまった野生動植物が顕著に見られるようになっていきます。

平成14年(2002年)に作成した県版レッドデータブック(維管束植物編)では、県内に自生する野生植物の約25パーセントが絶滅の危機に瀕していると指摘しています。

さらに、近年では、里地・里山をはじめとする身近な自然の荒廃や、従来長野県では見られなかった外来種(移入種)の侵入・繁殖による影響も、野生動植物の減少等の要因として指摘されています。

このように、希少野生動植物の保護は、もはや一刻の猶予も許されない緊急の課題として総合的かつ計画的な保護対策を推進していくことが必要となっており、そのための基本となる方向性を次のとおりとします。

- ① 希少野生動植物が、長野県の自然環境の重要な構成要素の一つであり、かつ県民共有の財産であるとの認識のもと、これを保護していくことが県、事業者、県民及び滞在者並びに旅行者(以下「県民等」という。)の責務であること
- ② 希少野生動植物の減少等の主要因である過度の捕獲や採取、悪質な販売流通行為に関しては、一定の規制が必要であり、生物学的知見及び社会的・文化的観点から、特に保護を図る必要のあるものを明らかにした上で、捕獲・採取の禁止及び販売流通の規制等の必要な措置を講ずること
- ③ 生息地等の踏み荒らしや開発行為に関しては、将来にわたって影響を及ぼすことから、特に保護を図る必要のある希少野生動植物の生息地等について、開発行為等の規

制をする他、県及び事業者の責務として、特に緊急に保護を図る必要のある希少野生動植物の生息地等への影響は、計画段階で回避するよう努めること

④ 希少野生動植物の生息地又は生育地ともなっている里地・里山は、人々の生活と密接に関係しながら形成されてきた場所であることから、里地・里山の維持管理に必要な農林水産業との調和を図りつつ、県民等の積極的な参加による里地・里山の再生に向けた保全活動を推進すること

⑤ 外来種(移入種)の侵入・繁殖に関しては、その実態の把握に努め、希少野生動植物の生息地又は生育地への影響の程度について調査をし、必要と認められる施策を講ずること

⑥ その他、希少野生動植物の保護施策を推進する上で、常にその実態を把握し、科学的知見に基づいた的確な判断が必要であることに関して、県版レッドデータブックの作成をはじめとする基礎調査の充実、普及啓発活動の実施及び調査研究情報等の提供を積極的に推進すること

なお、これらの項目に関しては、県民の理解と協力が不可欠であるとともに、国及び隣県との相互協力が必要です。

また、土地所有者や占有者等の所有権及び財産権を尊重するとともに、農林水産業等を営む者をはじめとする地域住民の生活の安定及び福祉の向上に配慮し、並びに県土の保全その他の公益との調整を図りつつ推進することとします。

### 3 目指すべき姿

#### (1) 希少野生動植物を含む自然環境の保全

希少野生動植物は、長野県の自然環境の重要な構成要素の一つであり、欠くことのできないものです。

また、全国的には必ずしも希少ではない野生動植物であっても県内では希少であったり、種としての希少性は低いものの地域的に孤立しており希少価値の高いもの(以下「地域個体群」という。)なども保護していく必要があります。

さらに、希少野生動植物は、本来、野生の中に生きている状態こそが自然であり、園芸品種や標本として保存されることは、できる限り避けなければならないことです。

こうした理念のもと、希少野生動植物をありのままの状態として保護していくことにより、長野県の豊かな自然環境の保全が図られることを目指していきます。

#### (2) 県民共有の財産である希少野生動植物の保護

希少野生動植物は公共的な財産であり資源であると言え、県及び県民は積極的にその保護を図っていく必要があります。

こうした理念のもと、希少野生動植物が県民共有の財産であるという認識を深く自覚し、その保護が図られることを目指していきます。

また、希少野生動植物を含む豊かな自然環境は、観光資源としても重要な財産の一つであり、この観点からも永続的に維持していくことを目指していきます。

#### (3) 希少野生動植物の保護による生物多様性の確保

私達人類を含む生物は、単一の種だけで成り立っているのではなく、多くの場合様々な生物相が複雑で緻密に関係した生態系の中で生存しており、この生物相が多様なほど、安定して健全な生態系を形成していると言えます。

したがって、この生物間の繋がりが、希少野生動植物の絶滅などによって途切れてしまうことは、生態系の崩壊を招くことになり、ひいては私達県民の生活基盤に影響を与えるおそれがあります。

近年、循環型社会の構築が求められる中で、一層生物間の関わりの重要性が叫ばれていることから、生物多様性の確保は大変重要な課題であると言えます。

こうしたことから、希少野生動植物の種の保護はもちろんのこと、これらを通じて、生態系全体の保護を意識しつつ生物間の繋がりで生物多様性の確保を図っていくことを目指していきます。

#### (4) 希少野生動植物の保護を通じた自然と人との共生の実現

希少野生動植物保護の方法としては、状況に応じ、人間生活と隔絶した聖域として保護していかねばならない場合もあります。

しかし、その一方で、私達人類も、野生動植物と同様に、この地球上に生きるものとして、生態系の構成要素の一翼を担っており、その繋がりを維持し、ときには必要な範囲での利用をしつつ、循環利用が可能な社会の形成に努めていくことが必要です。

とりわけ、農山村の過疎化や生活様式の変化などにより荒廃が進んでいる、野生動植物の生存基盤でもある里地・里山をはじめとする身近な自然環境の保全に努め、自然と人との共生空間の維持・創造を目指していきます。

また、山岳地域を中心とする自然公園等においては、自然公園法等他法令の規定を尊重しつつ、希少野生動植物の生息地等の保護と公園利用のバランスを取り、自然と人との共生の実現を目指していきます。

#### (5) 希少野生動植物を含む美しく豊かな自然環境の将来の世代への継承

野生動植物は、私達人類の生存基盤として、日常の衣食住のあらゆる場面で欠くことのできないものですが、これまでは無限のものとして捉えられてきたところがあります。



しかし、今、現実に絶滅していく野生動植物がおり、しかもその要因となっているのが、人為的なものであることは自戒しなければなりません。

さらに、これらの絶滅により生態系が崩壊していくことは、将来の世代が安全で健康的な生活を送ることができなくなってしまうことを意味しています。

今こそ、私達県民は、希少野生動植物を含む自然環境の保全を身近な問題と捉え、積極的に行動し、将来の世代のために、これを継承していかなければなりません。

また、次代を担う子どもたちに、環境教育・環境学習を通じて、希少野生動植物の保護の重要性を積極的に伝えていくことも重要な責務です。

こうした点を踏まえ、希少野生動植物を含む自然環境を将来の世代へと継承していくことを目指していきます。

## 第2 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の選定に関する基本的な事項

### 1 指定希少野生動植物

(1) 指定希少野生動植物については、希少野生動植物のうち、県内における生息又は生育状況が、主に、人為の影響によりその存続に支障を来す事情が生じていると想定されるもので、その種(亜種又は変種がある場合にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。)又は地域個体群であって、次のいずれかに該当するものを選定します。

- ア その存続に支障を来す程度に、既に個体数が著しく少ないもの
- イ その個体数が著しく減少しつつあるもの
- ウ その個体の生息地又は生育地が著しく消滅しつつあるもの
- エ その個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあるもの
- オ 外来種(移入種)による種の攪乱又は生態的競争若しくは捕食等の影響から、その存続に支障を来す事情があるもの
- カ その個体数の減少若しくはその個体の生息地又は生育地の消滅若しくはその個体の生息又は生育の環境の悪化(以下「個体数の減少等」という。)が予想され、未然に保護することが必要なもの
- キ 前各号に掲げるもののほか、その存続に支障を来す事情があるもの

(2) 指定希少野生動植物の選定にあたっては、次の事項に配慮することとします。

- ア 一般的に種としての識別が可能な形態的特徴を有するものであって、かつ、個体としての識別が容易な大きさを有するものであること
- イ 商品価値が高く、捕獲や採取の対象となりやすいものであること
- ウ 社会的又は文化的価値若しくは県民等の要請が高いものであること
- エ 生息地又は生育地の保護回復活動が期待できるもの
- オ 外来種(移入種)は、選定しないこと
- カ 県内に渡来又は回遊する頻度がごくまれなものは選定しないこと
- キ 特定の開発行為の抑制や、財産権の制限等を直接の目的としたものは選定しないこと

## 2 特別指定希少野生動植物

特別指定希少野生動植物については、指定希少野生動植物のうち、県内における生息又は生育分布状況が限定されていると判断されるもので、次のいずれかに該当するものを選定します。

- ア その存続に支障を来す程度に、既に個体数が特に著しく少ないもの
- イ その個体数が特に著しく減少しつつあるもの
- ウ その個体の生息地又は生育地が特に著しく消滅しつつあるもの
- エ その個体の生息又は生育の環境が特に著しく悪化しつつあるもの
- オ その個体数の減少等の原因が、商品価値を求めた捕獲又は採取によるものであ  
ることが明らかなものであって、その繁殖させた個体及びその加工品の譲渡し又  
は譲受けの行為を監視する必要があるもの
- カ その個体数の減少等の原因が、開発行為等によるものであることが明らかなも  
のであって、その生息地又は生育地若しくは生息又は生育の環境への影響が、今  
後も引き続き与えられると判断されるもの
- キ 前各号に掲げるもののほか、その存続に支障を来す特別な事情があるもの

### 第3 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体の取扱いに関する基本的な事項

#### 1 個体の範囲

条例に基づく規制の対象となるのは、指定希少野生動植物の個体並びに卵及び種子とします。

また、条例第11条第1項の規定による捕獲等の届出及び第13条第1項の規定による捕獲等の禁止の対象となる個体とは、野生に生きている状態のものを対象とします。

なお、条例第13条第2項の規定による所持、譲渡し又は譲受け、及び第17条の規定による譲渡しの業務を伴う事業の対象となる特別指定希少野生動植物の個体及びその加工品とは、繁殖させたものの他、標本又は剥製その他一般的に種を容易に識別できるものを含めて規制の対象としています。

#### 2 個体の取扱いに関する規制

指定希少野生動植物の個体の所有者又は占有者は、その保護の重要性を自覚し、その生息地又は生育地の保護のため、適切な維持又は保全活動に努めます。

## 第4 指定希少野生動植物及び特別指定希少野生動植物の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

希少野生動植物の保護の基本は、その生息地又は生育地における個体群の安定した存続を保証することです。

このような見地から、指定希少野生動植物の保護のため、その個体の生息地又は生育地及び生息又は生育の環境(以下「生息地等」という。)の保護及び保全を図る必要があると認めるときは、生息地等保護区を指定します。

### 1 生息地等保護区の指定方針

#### (1)生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、個々の指定希少野生動植物ごとに、その生息地等であって特定可能なものを指定します。

#### (2)生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、その生息又は生育の環境の状況及び生息地等としての規模について総合的に検討し、生息地等保護区として指定すべき生息地等を選定するものとします。

また、生息地等が広域的に分散しているものにあつては、主な分布域ごとに生息地等保護区を指定するよう努めます。

#### (3)生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物の個体の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であつて、そこでの各種行為により当該生息地等の個体の生息・生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とします。

また、個体の生息地等の区域は、現にその個体が生息又は生育している区域を基本としますが、生物多様性の確保の観点から、その保護のために必要と認められる生態系の存在する区域にも配慮した区域とします。

さらに、鳥類等の行動圏が広いもの場合は、営巣地や重要な採餌地等その個体の生息にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とします。

なお、区域の選定に当たっては、指定希少野生動植物の分布の連続性、生態的な特性等について、十分配慮します。

## 2 規制地区の指定方針

### (1) 規制地区の指定に当たっての基本的考え方

規制地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その個体の生息又は生育にとって特に重要な区域を指定します。

### (2) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、規制地区の区域のうち、指定希少野生動植物の個体の生息又は生育の環境を維持する上で、猛きん類の営巣期間や草花の開花時期などの期間を限定して、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定します。

## 第5 保護回復事業に関する基本的な事項

### 1 保護回復事業の対象

保護回復事業は、指定希少野生動植物のうち、その個体数の維持・回復を図るためには、その動植物を圧迫している要因を除去又は軽減するだけでなく、動植物学的知見に基づき、その個体の繁殖の促進、その生息地等の保全、回復及び再生の事業を推進することが必要なものを対象として実施します。

### 2 保護回復事業計画の内容

当該計画においては、事業の目標として、保護回復すべきものの個体の概数及び生息地等の条件などを、また、事業の内容として、採餌・営巣条件の改善、飼育・栽培下での繁殖、生息地等への再導入などの個体の繁殖の促進のための事業、森林、草地、水辺など生息地等における生息又は生育の環境の保全、回復及び再生の事業に関する計画を定めます。

### 3 保護回復事業の進め方

保護回復事業計画に基づく保護回復事業は、県、市町村、NPO(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の非営利法人のことをいう。)及び民間団体(NPO及び民間団体を含めて、以下「NPO等」という。)等の幅広い主体によって推進することとし、その実施に当たっては、対象となるものの個体の生息又は生育の状況を踏まえた科学的な判断に基づき、期間を定めて計画的に取り組むよう努めます。

## 第6 希少野生動植物の保護に関するその他重要事項

### 1 外来種に関する調査等

外来種（移入種）は、本県の在来の生態系を攪乱し、野生動植物の絶滅危険性の要因となっていることが顕在化しつつあります。

また、外来種の繁殖等の背景には、開発行為に伴う緑化樹木の種子や苗木、愛玩動物や釣りなどの嗜好品目として人為的に導入されたものが多いことが指摘されています。

そこで、希少野生動植物の保護の観点から、外来種に関する実態把握に努め、指定希少野生動植物の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものについては、その導入経路、繁殖実態及び指定希少野生動植物への影響の程度等に関する的確な調査を行い、導入経路の遮断、繁殖個体の除去及び指定希少野生動植物の保護回復等の必要な対策を講じます。

### 2 国及び地方公共団体との協力

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、県内の市町村との連携はもとより、国及び他の都道府県との協力による取組みや情報交換が必要な場合もあるため、これらとの協調・連携に努めます。

### 3 県民等の自発的な活動の促進

希少野生動植物の保護施策の実効性を確保していくためには、県民等の自発的な活動の促進が不可欠であることから、希少野生動植物の現状やその保護の重要性に関する県民等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進するものとします。

また、県の施策の推進に当たっては、県民、事業者、NPO等と協働していくよう努めます。

さらに、県民、NPO等及び県等の様々な分野の連携により、啓発、調査、指導及び保護回復活動等の取組みを進めるため、地域的な保護回復活動組織を設立するなど、その保護施策の実効性を確保していきます。



### 3 調査研究の推進

希少野生動植物の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要であり、動植物の生息又は生育の状況、生息地等の状況のモニタリングのほか、分布・生態、保護回復手法その他施策の推進に必要な各分野の調査研究を、県自然保護研究所を中心に、その他関係研究機関、地域住民及びNPO等と連携し推進します。

(平成 15 年 9 月 4 日付け 長野県環境審議会答申)